

津市民間保育所等運営管理費等補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第96号

改正 平成30年3月30日訓第25号

令和6年3月28日訓第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する民間保育所等に入所している児童の適正な保育の実施及び地域における子育て支援を推進し、その福祉の増進を図るため、津市社会福祉法人の助成に関する条例（平成18年津市条例第103号。以下「条例」という。）、津市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第72号）及び津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設であって、国又は地方公共団体以外の者が設置したものをいう。

2 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人及び市長が認めた団体をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「民間保育所等運営管理費等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内において次に掲げる事業を実施する社会福祉法人等に対して、当該事業に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

(1) 当該民間保育所等の適正な運営管理に係る事業

- (2) 当該民間保育所等に入所している児童の保育環境の改善に係る事業
- (3) 地域の子育て支援の拠点を開設し、子育てについての援助を行う事業
(補助金の額)

第5条 補助金は、別に定める算出基準に基づき、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、第4条各号に掲げる事業に着手する日とする。

(添付書類)

第7条 条例第3条第6号及び規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市民間保育所運営管理費等補助金交付要綱（平成12年津市訓第33号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月30日訓第25号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日訓第20号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。